

【自動車リサイクル法】 引取業・フロン類回収業 登録申請書類

【引取業】（申請手数料 新規：4,000円、更新：3,500円）

＜申請書記載事項＞

- ①申請者名・住所・代表者名・電話番号、登録番号（更新の場合）
- ②事業所の名称・所在地
- ③法人の役員の氏名・役職名
- ④未成年の場合には、法定代理人の氏名・住所
- ⑤エアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

＜添付書類＞

- ①個人の場合：本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のある住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）※マイナンバーの記載がないもの
- ②法人の場合：登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ③未成年の場合：法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は登記事項証明書）（発行日から3か月以内のもの）
- ④エアコンに冷媒としてフロンが含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
- ⑤欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）

＜提出部数＞ 2部（正本1部、副本1部）

※副本は受付後にお返ししますので、申請者の控えとして保存してください。

【フロン類回収業】（申請手数料 新規：5,000円、更新：4,200円）

＜申請書記載事項＞

- ①申請者名・住所・代表者名・電話番号、登録番号（更新の場合）
- ②事業所の名称・所在地
- ③法人の役員の氏名・役職名
- ④未成年の場合には、法定代理人の氏名・住所
- ⑤回収しようとするフロン類の種類
- ⑥フロン類の回収の用に供する設備の種類、能力及び台数

＜添付書類＞

- ①個人の場合：本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のある住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）※マイナンバーの記載がないもの
- ②法人の場合：登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ③未成年の場合：法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は登記事項証明書）（発行日から3か月以内のもの）
- ④フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用権原を有すること）を証する書類
- ⑤フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類
- ⑥欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）

＜提出部数＞ 2部（正本1部、副本1部）

※副本は受付後にお返ししますので、申請者の控えとして保存してください。

【登録申請書の添付書類について】

区分	添付書類等	備 考
共通	住民票の写し、法人の登記事項証明書	○住民票については、本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの。マイナンバーの記載がないもの。 ○登録申請日前3か月以内に発行されたもので、かつ現在の状況が記載されたもの。
	申請書に記載する役員について	○業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。いかなる役職名であるかは問わず、法人に対してこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含みます。
	誓約書	○欠格要件を熟読の上、記名・押印してください。
引取業	エアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	○マニュアル等確認方法を記載した書類 または ○エアコンの構造に関し、十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 (例：自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し 等)
フロン類回収業	フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用権原を有すること）を証する書類	○自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書 等のうち、いずれかのコピー ○所有権を有していない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書 等のうち、いずれかのコピー
	フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類	○取扱説明書、仕様書、カタログ 等のコピー (参考) 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 冷媒回収推進・技術センターのホームページに掲載されている「回収装置 自己認証一覧表」からも回収能力を確認できます。 http://www.rrc-net.jp/archives/61

【引取業・フロン類回収業の変更届について】

「引取業変更届出書」「フロン類回収業変更届出書」に、①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）及び②変更事項ごとの必要書類（下表参照）を添付の上、変更のあった日から30日以内に提出してください。（提出部数は登録申請と同じ。）

区分	変更事項	添付書類
引取業・フロン類回収業	氏名又は名称、住所、法人代表者の氏名	・個人の場合：住民票の写し ・法人の場合：登記事項証明書
	事業所の名称、所在地	—
共通	法人役員の氏名	・登記事項証明書
	法定代理人の氏名、住所	・住民票の写し（法定代理人が法人の場合は登記事項証明書）
引取業	エアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	・エアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
フロン類回収業	回収しようとするフロン類の種類	・フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用権原を有すること）を証する書類
	フロン類の回収の用に供する設備の種類、能力及び台数	・フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類

（備考）廃業したときは、30日以内に届出書を提出してください。